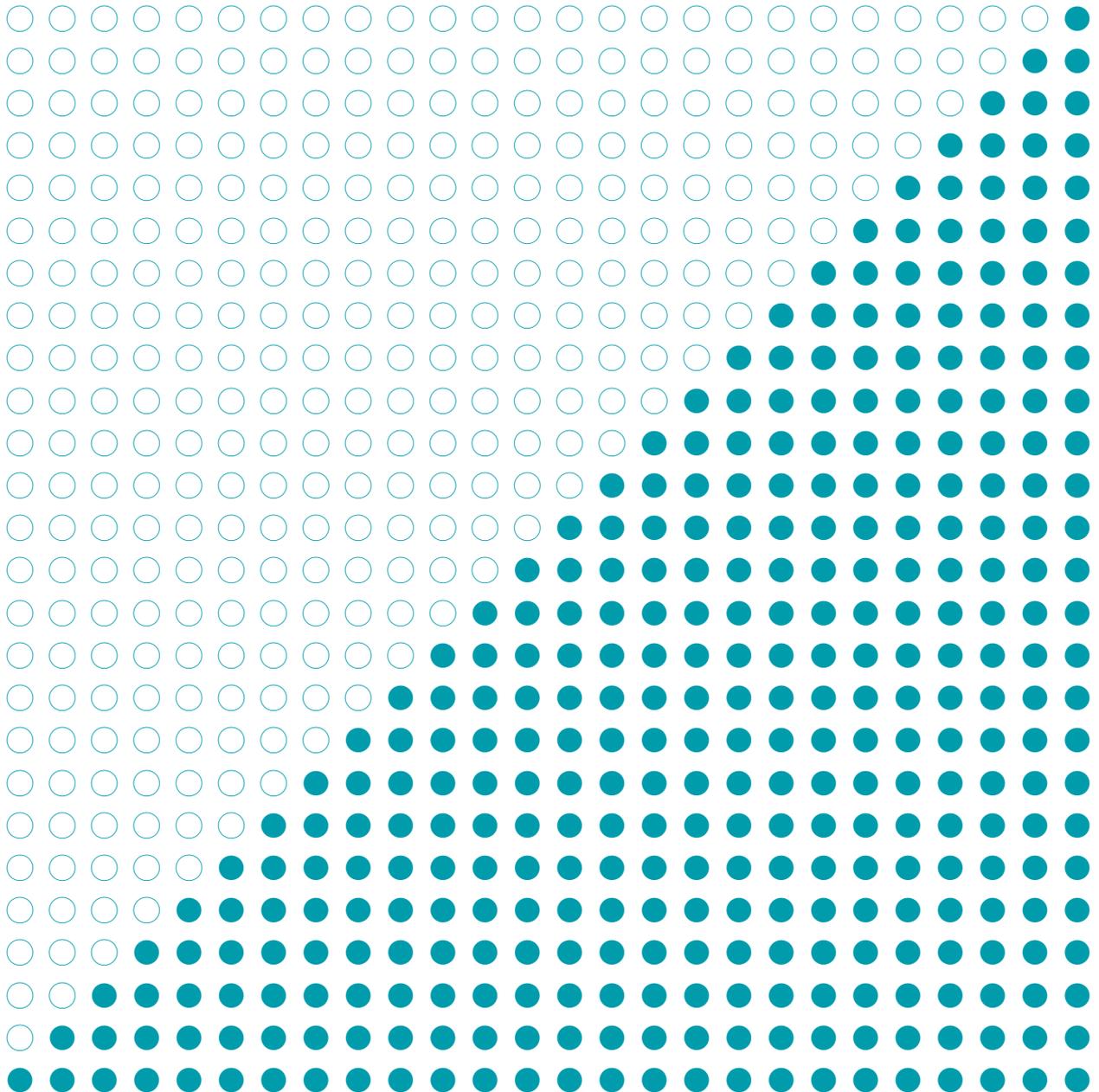
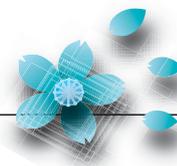


第 4 章



施策の大綱

施策の大綱

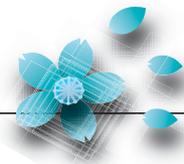


将来像の実現に向けて取り組む6つの柱を設定し、諸施策の体系的、総合的な推進を図ります。

- 1 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、快適でゆとりのあるまちづくり
- 2 市民の生活と財産を守り、安心・安全な、明るいまちづくり
- 3 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり
- 4 保健・福祉サービスの充実した、人々のあたたかいふれあいのあるまちづくり
- 5 心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり
- 6 人と環境にやさしい循環型社会づくり



第1節 将来を展望した広域的な都市づくりを推進し、 快適でゆとりのあるまちづくり



生活文化・経済圏を基調として土地利用や道路、公園等基盤整備を進め、快適でゆとりあるまちづくりを進めます。また、将来の50万都市構想にふさわしい中心市街地の整備と、広域的な観点からの都市づくりを進め、周辺市町村との連携を図りながら、秩序ある都市基盤整備を進めます。

①土地利用(市民参加による適正な土地利用の誘導)

土浦らしさを創出する適正な土地利用を推進・誘導し、市民参加の下に合意形成を図りながら、中心市街地の機能更新など、質の高いコンパクトな都市環境を整備します。

②都市基盤(高質な都市基盤の整備)

土地利用に即して幹線道路や生活道路の整備を推進し、円滑な都市交通の確保と機能の充実を図るとともに、広域幹線である国道6号バイパスや354号バイパス及び県道小野土浦線や(仮称)朝日トンネルの整備推進により、広域的な交流や新治地区との一体感の醸成を図ります。

また、霞ヶ浦自転車道については、つくばりんりんロードと連絡を図り、茨城県霞ヶ浦環境科学センターや小町の里などのネットワーク化を促進します。

さらに、歩行者の安全確保を図るため、踏切部の歩道の確保及び人道橋の整備を進めます。

③河川・公園(うるおいのある河川・公園の整備)

自然環境保全との整合性を図った災害防止や景観保全、親水性や市民の利便性に配慮しながら河川改修や橋梁の整備を促進します。

また、霞ヶ浦総合公園をはじめとする都市公園の整備・充実を図るとともに、霞ヶ浦湖岸や桜川沿い、宍塚大池周辺などのまとまりのある緑地や本市の特色である水辺環境を生かした公園・緑地の整備・維持管理に努めます。

さらに、市民の意向や需要に合わせた、常名運動公園・新治運動公園・川口運動公園をスポーツ・レクリエーションの拠点として、安心して憩える都市公園の整備を図ります。

④公共交通体系(やさしく利便性の高い公共交通体系の構築)

多様な活動を支える都市交通の円滑化を図るため、広域的な視点を踏まえた交通ネットワークの形成を推進するとともに、公共交通機関の充実や駐車場の整備・活用に努め、総合的な交通体系の確立を図ります。

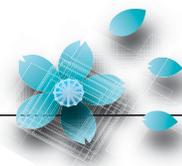
公共交通については、つくばエクスプレス開通に伴って地域の交通利便性が高まっている中、常磐線の輸送力増強とイメージアップを図るとともに、つくば駅との連絡や首都圏中央連絡自動車道へのアクセスを一層強化して、周辺都市や関係機関との広域的連携を図ります。

また、誰もが利用しやすい身近な交通機関としてバス利用の促進を図るとともに、中心市街地への集客や利便性を高めるまちづくり活性化バスの運行を支援します。

⑤通信基盤(市民の暮らしを向上させ地域経済を活性化させる情報基盤の整備)

市民が情報化の利便性を享受できる環境の整備を推進します。

第2節 市民の生活と財産を守り、 安心・安全な、明るいまちづくり



市民が安心して暮らせるよう、災害に備え、犯罪を防止し、安心・安全・快適な、明るいまちづくりを進めます。市民相互の自発的な活動による防犯・防災などのコミュニティ活動を支える市民力の醸成を図ります。

①防災(災害に強い安心して暮らせるまちづくり)

地域防災計画に基づく組織・体制等の強化を図りながら、災害時の初期対応において、地域住民の相互協力が必要不可欠なことから、自主防災組織の育成・強化及び活性化を図ります。

また、市民の生命と財産を守るため、危機管理体制の強化に努めます。

②防犯(地域ぐるみで取り組む防犯まちづくり)

インターネットや情報誌による犯罪情報の提供や防犯講座の開催によって、市民の防犯意識の普及・啓発を進めます。また、警察署等の関係機関・団体との連携を強化して、市内パトロールや自主防犯組織結成、防犯灯等防犯施設の整備に地域ぐるみで取り組みます。

③消防・救急(市民の生命と財産を守る消防・救急の充実)

市民の生命と財産を守るため、消防体制のより効率的な整備を推進し、救急業務の高度化や医療機関との連携強化など、消防・救急体制の充実を図ります。

④交通安全(市民が安全に生活できる交通環境の整備)

円滑な車両の通行と歩行者・車の安全確保を目指して、人と車が共生できる道路環境づくりや交通安全に対する市民意識の啓発、交通安全施設の整備など市民が安全に移動できる交通環境を整備します。

⑤雨水排除対策(浸水被害に強いまちづくり)

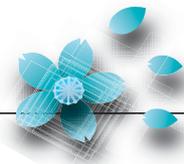
近年の大雨時の住宅地等における雨水の浸水を早期にかつ効率的に排除するため、総合的な改善策の実施や都市下水路等の整備を推進します。

⑥消費生活(消費生活の安定)

市民が消費生活問題に適切に対応し、安心した生活ができるよう、県消費生活センターとの連携強化による消費者情報の提供や消費者の自立を支援するための消費者教育・啓発の充実を図るとともに、全国消費生活情報ネットワークを活用し、相談体制の充実に努めます。

また、消費者団体の育成・支援、消費生活モニターの強化に努め、市民自らが消費生活問題に適切に対応できるよう支援します。

第3節 産業の振興を図り、活力とにぎわいのあるまちづくり



商業・業務・サービス機能等が集積する中心市街地をはじめとして各市街地は、活力とにぎわいのあるそれぞれの特色を生かした整備を進めます。また、地域資源を生かした農林水産業、商業や工業の振興、自然環境等を生かした観光の振興を図ります。

① 中心市街地(県南地域の拠点として中心市街地の整備)

土浦駅周辺の再開発事業によるまちの顔としての都市機能が充実し、市民がまちなかに回帰・居住し、活気あふれるまちの再生に向け、商店街の取組・イベント等を支援し、交流人口の増加を図るとともに、都市基盤の整備を推進して中心市街地活性化に努めます。

② 市街地(地域の特色を生かした市街地の整備)

地域の特色を生かして、神立駅周辺地区の土地区画整理事業によるまちづくりや荒川沖駅西口市街地総合再生計画の推進を図ります。

また、流通・業務の核として常磐自動車道土浦北及び桜土浦インターチェンジ周辺地区の効果的な整備に努めます。

宍塚大池周辺地区の一部については、豊かな自然の保全に配慮しながら、中心市街地と筑波研究学園地区との中間に位置する地理的優位性や交通条件を生かした教育・文化・業務等の機能を有する地区として整備の検討を進めます。

③ 景観(景観の向上)

筑波山麓や霞ヶ浦・れんこん田の自然的景観と土浦城址周辺や旧水戸街道沿道の歴史的景観を保全・活用するとともに、市民参加の下で景観計画の策定や、景観条例の制定を進め、良好な景観の形成に努めます。

④ 農林水産業(安全な食料を供給する農林水産業の振興)

安全な食料の安定供給の確保や自給率の向上、さらに地産地消などの観点から、農業の持続的な発展が求められており、農業者が将来にわたって取り組めるよう施策を推進します。

地域間競争に強い産地づくりを促進し、れんこん、花き、果樹、そばなどの特産物の生産振興、団塊世代の受け皿としての観光と連携したグリーンツーリズム¹志向を取り入れた都市と農村の交流促進を図ります。

また、農林水産業基盤整備や優良農地の確保、農業経営への支援、流通体制の整備、関係機関の連携強化等によって、時代の消費志向に適応した生産性の高い都市近郊型農業の振興を図ります。

¹グリーンツーリズム 緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

⑤商業(消費者ニーズに対応した商業の振興)

多様化する消費者ニーズに対応できる活力に満ちた商業の振興に向け、地域の特性を生かした楽しめる商業空間の形成などの商店街の取組を支援するとともに、中小企業の経営体質改善や意欲ある起業家の育成支援を図ります。

⑥工業・企業誘致(創造性と技術力のある工業の振興と企業誘致)

経済のグローバル化や産業構造の変化に対応できる創造性と技術力のある工業の振興を目指し、人材の育成や優遇制度の充実を図ります。

また、企業懇談会による情報収集、関係機関との連携などによって、企業誘致を積極的に展開し、工業団地を中心とした製造・物流・研究開発などの多様な業種の立地を促進します。

⑦観光(自然・歴史的資源を生かした観光の振興)

本市のシンボルとして、市民の心に生き続ける霞ヶ浦については、茨城県霞ヶ浦環境科学センターとの連携による水質浄化施策の推進と併せて、水上スポーツや水辺を生かしたスポーツ・レジャーの場として、観光資源の整備・充実に努めます。

つくばエクスプレスや朝日峠のトンネル化など、広域的な交通アクセスの進展により、霞ヶ浦や筑波山周辺の自然資源、土浦城址をはじめとする歴史的資源を生かした周遊観光ルートを構築するなど、計画的な観光振興策を推進します。

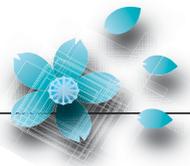
また、観光資源の積極的な情報発信により、知名度の向上や好ましいイメージづくりを図ります。さらに、飛行船を活用したまちづくりを進めるため、飛行船基地の誘致に努めます。

⑧勤労者福祉(安心して働くことのできる環境の整備)

だれもが安心して働くことのできる環境を整備し、関係機関と連携をとりながら、就労機会の確保と勤労者福祉の充実を図ります。



第4節 保健・福祉サービスの充実した、人々の あたたかいふれあいのあるまちづくり



子どもからお年寄りまで、だれもが住み慣れた地域の中で、お互いに支えあい、健康に生きる喜びと希望をもって、安全・快適かつ便利に暮らせるまちづくりを進めます。

①地域福祉(共に支え合う地域福祉の推進)

住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、保健・医療・福祉が相互に連携したきめ細かなサービスが受けられるよう、「ふれあいネットワーク」の更なる充実を図るとともに、ボランティア、福祉団体等の活動と協働し、だれもが地域活動に参加できるよう、地域福祉の推進を図ります。

②子ども福祉(安心して産み育てられる子ども福祉の充実)

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援施策の推進や健全育成に向けた施設整備などにより、少子化社会に対応した子育て支援を推進します。

③障害者福祉(自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実)

障害者の自立と社会参加を促進するため、それぞれのライフステージ¹に応じた適切な支援に努めるとともに、相談体制の充実や就労機会の拡充を図ります。

また、市民等との協働による地域福祉の実現を通じた障害者支援の推進と障害者の社会参加を促進します。

④高齢者福祉(生きがいをもって元気に暮らせる高齢者福祉の充実)

高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の社会活動・生涯学習活動等への積極的な参加の促進に努めます。

また、それぞれの状況に応じた適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、住み慣れた地域できめ細かなサービスが受けられるよう相談体制の充実に努めます。

⑤社会保障(市民生活のセーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営)

すべての市民が、生涯にわたって健康で安定した生活が送れるよう、社会保障制度の周知と適正な運営に努め、市民の健康の保持増進を確保する国民健康保険、老後保障の中核を担う要介護状態の予防・改善及び要介護者を支援する介護保険の円滑な運営を行います。

さらに、後期高齢者医療制度の創設に伴う周知と適正な運営、国民年金加入の普及啓発及び生活困窮者の自立に向けた支援と福祉の充実に努めます。

¹ライフステージ 年齢ともなって変化する生活段階のこと。

⑥健康・医療(健康で生きがいのある生活を支える保健・医療の充実)

すべての市民が健康で生きがいのある生活が送れるよう、食生活習慣の改善や健康管理に対する意識の高揚を図るとともに、各種健康診査や疾病予防のための保健指導の充実を図ります。

また、急病等の緊急時に安心して受診できるよう、休日・夜間診療体制の充実に努めます。

⑦バリアフリー(すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進)

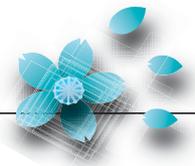
すべての人が安全で快適な社会生活が営めるよう、人にやさしいまちづくりとして、公共施設等のバリアフリー²化に努めるとともに、道路や公共輸送機関をはじめとしたバリアフリーのネットワーク化を図ります。



筋力向上トレーニング

²バリアフリー 障害者や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

第5節 心の豊かさとたくましさを育む教育の推進と、子どもや市民の明るさがあふれるまちづくり



様々な個性を認め伸ばし合い、創造力豊かで、生きる力、他人を思いやる心を持った人材の育成を目指します。また、市民のだれもが夢を育み、将来を通じて学び、文化・芸術活動やボランティア活動に参加できる心の豊かな人が育ち、明るさがあふれるまちづくりを進めます。

①学校教育(生きる力を育む学校教育の充実)

少子化の進行や核家族化など児童・生徒を取り巻く環境が変化している中で、学校・家庭・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの「生きる力」を育み、次代を担う人材の育成を図ります。また、これからの社会を生きる子どもたちが、他人を思いやる心など「豊かな人間性」を培う教育内容の充実、自ら学び考える力など「確かな学力」の定着を図るため、一人ひとりに即した、創意あふれる教育の充実を図ります。

さらに、情報化社会に対応した小中学校の情報教育環境の整備や、耐震補強を含めた学校施設の整備に努めます。

②生涯学習(自己実現を最大限尊重する生涯学習の振興)

多様化するライフスタイルの中で、市民の自発性や創造性を育むとともに、市民のだれもが生涯を通じて学習活動やボランティア活動等に参加できる、「ともに学び たのしく学び 人と地域が豊かに育つまち 土浦」の実現を目指します。

生涯学習活動の拠点となる新図書館の整備や地区公民館活動の充実を図るとともに、生涯にわたって豊かな人生を送るために、自由に学ぶことのできる各種講座の展開や団体・指導者の育成など総合的に生涯学習活動を推進します。

③青少年の健全育成(次代を担う青少年の健全育成)

将来のまちづくりを担う青少年が健全に育つよう関係機関や家庭との連携による地域ぐるみの街頭指導、相談体制、環境浄化活動の充実を図ります。

また、学校の余裕教室を活用し、放課後児童クラブの整備・充実に努めます。

④文化・芸術(文化・芸術活動の振興)

土浦城址や文化財など数多くの歴史・文化遺産を保全活用し、豊かな歴史や伝統を生かした文化活動と優れた芸術・文化に触れ合う機会の充実を図ります。

⑤スポーツ・レクリエーション(すべての市民が親しむスポーツ・レクリエーションの振興)

すべての市民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生き生きとした生活が送れるよう、様々なスポーツ施設の充実に努めます。

また、市民の健康増進や生きがいづくりとして、参加機会の拡充や各種スポーツ大会の充実に努めます。

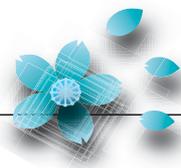
⑥国際化(市民の国際感覚と国際理解の促進)

社会・経済のグローバル化が進み、国際化が進展する中、学校教育をはじめ、生涯学習の場などあらゆる機会を通じて、市民が国際理解を深め、国際感覚を身につけることのできる環境づくりに努めるとともに、在住外国人との相互理解を深め、異なる文化や価値観を互いに尊重し認め合う多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。



IT講習会

第6節 人と環境にやさしい循環型社会づくり



掛け替えのない地球環境を守り、次代の子どもたちに引き継ぐことは、今を生きる私たち一人ひとりの責任であり、環境にやさしいまちづくりを進め、やすらぎとうるおいのある市民生活を創出するため、循環型社会の構築に努めます。

①環境保全(持続可能な地球環境の保全)

生活環境の保全については、環境基本条例の基本理念を念頭に、環境の将来像である「自然と暮らしが循環の中で共生する『水郷の文化』が息づくまち・つちうら」の実現に向け、市民・事業者・市の三者の協働により環境保全活動を推進します。

地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題でもあることから、国際的な協調の下、地球環境の保全に資する行動を積極的に推進します。

また、事業活動や日常生活が地球環境に及ぼす影響を十分認識し、身近な地域から地球温暖化防止に努め、省資源・省エネルギーを推進し、新エネルギーの活用について検討を進めます。

②自然環境(恵まれた自然環境の保全)

霞ヶ浦や河川の水辺や里山などの自然とのふれあいを通じて、霞ヶ浦から筑波山麓に至る自然環境の保全などへの関心を高め、水と緑が有機的に連なり、豊かな生態系が保たれる水郷の環境を、地域で維持、保全、育成していく仕組みの構築を図ります。

特に、霞ヶ浦については、家庭雑排水、事業場排水対策の強化などにより、泳げる霞ヶ浦の実現に向けて、水質浄化に努めます。

③ごみ処理(ごみ処理の適正化とリサイクルの推進)

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、ごみ発生抑制と効率的なごみ処理システムの確立により、資源の有効利用を図ります。

市民・事業者・市それぞれが、相互の理解と協力の下、役割と責任を分担し、三者の協働により、ごみの資源化、減量化システムの構築に取り組むとともに、環境教育体制の整備を推進し、市民の環境に対する意識改革を図ります。

また、ごみ収集体制の一層の効率化と分別収集の徹底を図るとともに、ごみを適正かつ安全に処理するため、ごみ処理施設の適切な管理運営に努めます。

④環境衛生(環境美化と環境衛生の推進)

美しい清潔なまちづくりを進めるため、市民や事業者との協働により、一層の環境美化活動の推進に取り組みます。

市民生活に欠かすことのできない、し尿、浄化槽汚泥処理施設である衛生センターについては、機器・設備等の適正管理に努めます。

市営斎場については、市民の利便性の向上を図るため、新市営斎場施設の整備を検討します。

市営霊園については、市民ニーズに応じた整備を進めるとともに、墓地需要に応じた適切な管理運営に努めます。

⑤上水道(安定した上水道の供給)

安全な水を将来にわたって安定供給するため、配水管の耐震化をはじめ、施設の改良・更新と適正な維持管理を行うとともに、健全な事業経営に努めます。

⑥下水道(快適な生活を支える下水道の整備)

市民の快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設整備等を推進し、水洗化を促進するとともに、高度処理型合併処理浄化槽の普及拡大に努めます。

⑦住宅(良好な住環境の確保と市街地の形成)

良好な住環境を確保するため、市営住宅の居住水準の維持改善を図ります。また、良質な住宅・宅地の整備を促進するとともに、まちづくり制度の活用推進による良好な市街地の形成に努めます。



穴塚大池